

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月21日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第25号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節の2 子ども未来部の所属機関（第34条の5～第34条の9）」を「第3節の2 子ども未来部の所属機関（第34条の5～第34条の9）」を
第3節の3 環境部の所属機関（第34条の10）
9) に改める。
」

第4章第3節の2の次に次の1節を加える。

第3節の3 環境部の所属機関

（ごみ処理施設建設準備室）

第34条の10 一般廃棄物処理施設の建設およびごみの広域処理に関する事務を処理するため、ごみ処理施設建設準備室を設置する。

2 前項のごみ処理施設建設準備室は、環境部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
(1) 一般廃棄物処理施設の建設に関すること。
(2) ごみの広域処理に係る企画および調整に関すること。
(3) ごみの広域処理に係る基本計画に関すること。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。